

相武台周辺地域小・中学校の 学習環境のあり方検討協議会 ニュース

令和6年7月発行
相武台周辺地域小・中学校の
学習環境のあり方検討協議会

第10号

指定変更許可区域の設定が決定しました

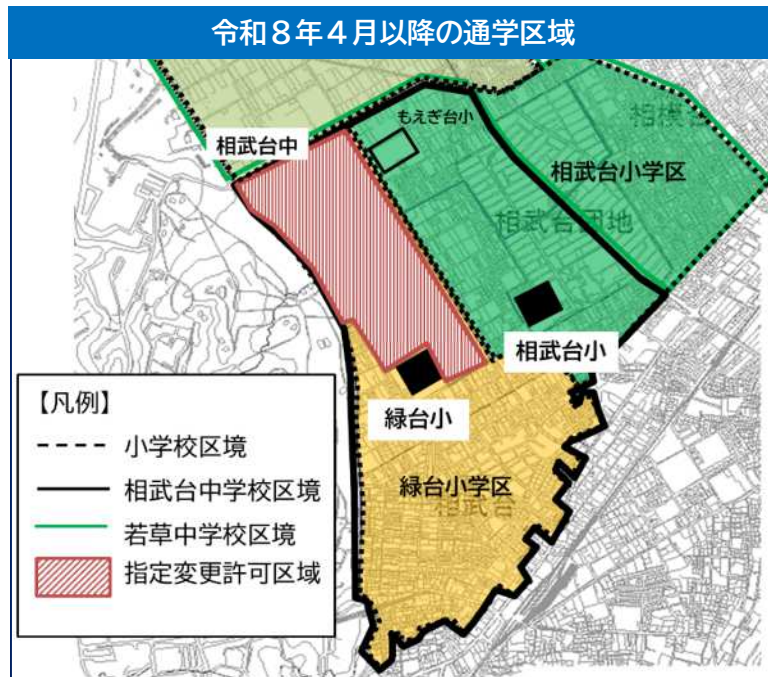
検討協議会から提出された、もえぎ台小学校の閉校に伴う指定変更許可区域の検討結果※に基づき教育委員会で協議した結果、以下のとおり指定変更許可区域を決定しました。

※前回のニュース第9号でご確認ください。

指定変更許可区域

区 域	就学指定校	変更後の 就学指定校(※)	設定する期日
新磯野4丁目1番～8番9号 新磯野5丁目	緑台小学校	相武台小学校	令和8年4月1日から 令和9年3月31日

※変更後の就学指定校 … 保護者からの申し出（申請）により、変更することができる学校



※カラー版は市ホームページや裏面のQRコードからもご覧いただけます。

対象者



指定変更の手続きの流れ

指定変更許可区域にお住まいの方には、令和7年中に手続きの案内を送付します。

案内の送付時期や、その後の手続きについては、以下のとおりですが、詳細はお手元に届いた案内でご確認ください。

令和8年度 新2～6年生

令和7年7月初旬

就学指定校の変更手続きの案内が届く

【変更を希望する場合】

同封の「指定変更申立書」に必要事項を記入の上、期日までに提出

【変更を希望しない場合】

手続き不要

※手続きは就学指定校へ就学する前までに行う必要があります。就学後の変更はできません。

令和7年8月中旬

「指定変更通知書」または「就学通知書」が届く

令和8年度 新1年生

令和7年8月下旬

就学指定校の変更手続きの案内が届く

【変更を希望する場合】

同封の「指定変更申立書」に必要事項を記入の上、期日までに提出

【変更を希望しない場合】

手続き不要

※手続きは就学指定校へ入学する前までに行う必要があります。入学後の変更はできません。

令和7年12月中旬

「就学通知書」が届く

Q 変更手続きを行った場合、卒業まで相武台小学校に通学できるか？

A 卒業まで相武台小学校に通学していただけます。

Q 一度選択した学校に就学（入学）した後に、もう一度学校を変更することはできるか？

A 就学（入学）した後は、変更することはできません。

手続きは就学（入学）する前までに行う必要があるため、一度選択した学校を変更する場合は、令和8年3月末までに再度手続きを行ってください。

これまでの検討経過や検討協議会ニュースのバックナンバーは次の方法でご確認いただけます。

- 1（市ホームページ）右記の二次元コードからも該当ページへアクセスできます。
- 2（配架）①市の行政資料コーナー、②相武台公民館、③関係小・中学校



【市HP】